

掛川市規則第4号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「又は売春禁止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。